

令和 7 年

上尾市議会 9 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第	76号	令和6年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第	77号	令和6年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第	78号	令和6年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第	79号	令和6年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第	80号	令和6年度上尾市水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第	81号	令和6年度上尾市公共下水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第	82号	令和7年度上尾市一般会計補正予算（第5号）……………	別冊
議案第	83号	令和7年度上尾市一般会計補正予算（第6号）……………	別冊
議案第	84号	令和7年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第	85号	令和7年度上尾市水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第	86号	令和7年度上尾市公共下水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第	87号	市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第	88号	上尾市職員の育児休業等に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第	89号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第	90号	上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改	

		正する条例の制定について……………	1 1
議案第	9 1 号	上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 4
議案第	9 2 号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	1 5
議案第	9 3 号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	1 6
議案第	9 4 号	財産の取得について……………	1 7
議案第	9 5 号	財産の取得について……………	1 8
議案第	9 6 号	財産の取得について……………	1 9
議案第	9 7 号	財産の取得について……………	2 0
議案第	9 8 号	市道路線の認定について……………	2 1
議案第	9 9 号	市道路線の廃止について……………	2 2
議案第	1 0 0 号	監査委員の選任について……………	2 3
議案第	1 0 1 号	教育委員会委員の任命について……………	2 4

議案第 87 号

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠 山 稔

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

(市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 19 年上尾市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会の議員又は市長の選挙から適用する。

- 3 第2条の規定による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会の議員又は市長の選挙から適用する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する費用について、それぞれ市が負担する額の限度額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 88 号

上尾市職員の育児休業等に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の育児休業等に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年上尾市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 16 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 16 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 16 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、

当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準と
して条例で定める時間)

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時
間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に1
0を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、
配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその
他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実
が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」
という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの
子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分
休業」に改める。

第18条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第18条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条
第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年上尾
市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「職員(同法)」を「職員(育児休業法)」に、「内容(同
法第17条)」を「内容(同条)」に改める。

第15条第1項中「第19条」を「第19条第2号」に改める。

第19条中「当該職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出及び仕事と介護との両立に資する制度又は措置の請求」を「次の各号に掲げる申出及び請求」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他育児に関する事実の申出及び仕事と育児との両立に資する制度又は措置の請求
- (2) 当該職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出及び仕事と介護との両立に資する制度又は措置の請求

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の上尾市職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第19条の規定の例により、同条に規定する措置等を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置等は、施行日以後は、同条の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業制度を拡充したいので、この案を提出する。

議案第 89 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 30 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 92 条第 1 号アに掲

げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
 - 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
 - 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）

第33条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の上尾市税条例（以下この条において「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下

この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、上尾市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 上尾市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に関し特定親族特別控除に係る規定を整備するほか、市たばこ税に関し加熱式たばこの課税方式を見直したいので、この案を提出する。

議案第 90 号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 2 級の障害を有するもの

第 2 条に次の 1 項を加える。

6 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合を含む。）をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「（平成 17 年法律第 123 号）」を削り、同条第 2 項第 4 号中「前条第 1 項第 4 号又は第 5 号」を「前条第 1 項第 5 号又は第 6 号」に改める。

第 4 条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる者に該当する重度心身障害者が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金」を「次の各号に掲げるもの」に改め、

「標準負担額」の次に「（第2条第1項第4号に掲げる者に該当する重度心身障害者の標準負担額を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項第3号に掲げる者に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金
- (2) 第2条第1項第4号に掲げる者に該当する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第4項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

（上尾市こども医療費支給条例の一部改正）

- 2 上尾市こども医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号エ中「対象者に該当するこども」を「重度心身障害者医療費の支給を受けることができるこども（同条例第2条第1項第4号に掲げる重度心身障害者を除く。）」に改め、同号オ中「対象者に該当するこども」を「ひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる者に監護されているこども」に改める。

（上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正）

- 3 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年上尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第5号中「対象者に該当する者」を「重度心身障害者医療費の支給を受けることができる者（同条例第2条第1項第4号に掲げる重度心身障害者を除く。）」に改める。

（準備行為）

- 4 この条例による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例（以下「新重度心身障害者医療費支給条例」という。）の規定による重度心身障害者医療費の支給（新条例第3条第1項に規定する重度心身障害者医療費の支給をいう。）に関し必要な受給資格の登録その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新重度心身障害者

医療費支給条例第5条及び第6条第1項の規定の例により行うことができる。

5 附則第2項の規定による改正後の上尾市こども医療費支給条例（以下「新こども医療費支給条例」という。）の規定によるこども医療費（新こども医療費支給条例第3条に規定するこども医療費をいう。）の支給に関し必要な受給資格の認定その他の行為は、施行日前においても、新こども医療費支給条例第4条及び第5条第1項の規定の例により行うことができる。

6 附則第3項の規定による改正後の上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（以下「新ひとり親家庭等医療費支給条例」という。）の規定によるひとり親家庭等医療費の支給（新ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項に規定するひとり親家庭等医療費の支給をいう。）に関し必要なひとり親家庭等医療費の支給に係る申請その他の行為は、施行日前においても、新ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第1項の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

7 新重度心身障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後の重度心身障害者医療費の支給について適用し、施行日前の重度心身障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

8 新こども医療費支給条例第2条第2号エ及びオの規定は、施行日以後のこども医療費の支給について適用し、施行日前のこども医療費の支給については、なお従前の例による。

9 新ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第3項第5号の規定は、施行日以後のひとり親家庭等医療費の支給について適用し、施行日前のひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

提案理由

重度心身障害者の福祉の増進を図るため、支給対象者を拡大するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 9 1 号

上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例
上尾市水道事業給水条例（昭和 3 8 年上尾市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合においては、市長が市以外の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は市以外の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常時における給水装置の早期復旧を図るため、給水装置工事の施行に係る要件を見直したいので、この案を提出する。

議案第 9 2 号

工事請負契約の変更契約の締結について

総合福祉センター大規模改造工事（電気設備工事）に関する工事請負契約（令和 6 年 9 月 3 0 日議決第 7 9 号）を下記のとおり変更する契約を締結することについて、議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1	変更前の契約金額	1 9 3 , 6 5 5 , 0 0 0 円
2	変更後の契約金額	2 0 4 , 6 8 8 , 0 0 0 円
3	今回変更による増額	1 1 , 0 3 3 , 0 0 0 円

提案理由

総合福祉センター大規模改造工事（電気設備工事）におけるインフレスライド条項の適用による請負代金額の変更に伴い、当該工事の契約金額を変更する契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 93 号

工事請負契約の変更契約の締結について

総合福祉センター大規模改造工事（建築工事）に関する工事請負契約（令和 6 年 9 月 30 日議決第 80 号）を下記のとおり変更する契約を締結することについて、議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1	変更前の契約金額	541,200,000円
2	変更後の契約金額	559,581,000円
3	今回変更による増額	18,381,000円

提案理由

総合福祉センター大規模改造工事（建築工事）におけるインフレスライド条項の適用による請負代金額の変更に伴い、当該工事の契約金額を変更する契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 94 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

- 1 自動車の数量 災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車） 1 台
- 2 取得の目的 広域災害に対応した救急現場における高度な救急救命活動に充てるため。
- 3 取得の方法 条件付一般競争入札
- 4 取得価格 37,004,000 円
- 5 契約の相手方 さいたま市中央区下落合 4 丁目 24 番 15 号
日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部

提案理由

災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 95 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | | |
|---|--------|---|-----|
| 1 | 自動車の数量 | 高規格救急自動車（非常用） | 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急現場における高度な救急救命活動に充てるため。 | |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 | |
| 4 | 取得価格 | 37,004,000 円 | |
| 5 | 契約の相手方 | さいたま市中央区下落合 4 丁目 24 番 15 号
日産プリンス埼玉販売株式会社法人営業部 | |

提案理由

高規格救急自動車（非常用）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 96 号

財産の取得について

下記のとおり小学校児童用机（新 J I S 規格）を取得することについて、議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | | |
|---|--------|---------------------------------------|----------|
| 1 | 物品の数量 | 小学校児童用机（新 J I S 規格） | 1, 850 台 |
| 2 | 取得の目的 | 小学校の児童用机の買換えのため。 | |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 | |
| 4 | 取得価格 | 8, 627, 740 円 | |
| 5 | 契約の相手方 | さいたま市北区吉野町 2 丁目 174 番地 16
大宮教材株式会社 | |

提案理由

小学校児童用机（新 J I S 規格）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 97 号

財産の取得について

下記のとおり避難所環境整備備品を取得することについて、議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 物品の数量 | (1) 防災倉庫 3 棟
(2) 背もたれ付ラップ式トイレセット 144 セット
(3) ポータブル電源 144 台
(4) トイレ用パーティション (テント型) 144 台
(5) 避難所用パーティション (2 部屋型) 384 台
(6) 避難所用パーティション (2 部屋型) 専用屋根
384 台 |
| 2 | 取得の目的 | 避難所の生活環境改善に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 73,511,900 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 上尾市向山二丁目18番地13
株式会社サイボウ上尾営業所 |

提案理由

避難所環境整備備品を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 98 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
22068号線	上尾市壺丁目東10番地先	上尾市壺丁目東12番地先	
22069号線	上尾市向山一丁目60番地先	上尾市向山一丁目60番地先	
22070号線	上尾市今泉二丁目35番地先	上尾市今泉二丁目35番地先	
31218号線	上尾市本町六丁目624番地先	上尾市本町六丁目624番地先	
51176号線	上尾市大字瓦葺字秩父山683番地先	上尾市大字瓦葺字秩父山669番地先	
51177号線	上尾市本町一丁目855番地先	上尾市本町一丁目855番地先	
51178号線	上尾市大字瓦葺字宿前1264番地先	上尾市大字瓦葺字宿前1267番地先	
51179号線	上尾市大字瓦葺字宿前1264番地先	上尾市大字瓦葺字宿前1264番地先	

提案理由

寄附を受けた私道及び都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 99 号

市道路線の廃止について

下記のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
21855号線	上尾市壺丁目東11番 地先	上尾市壺丁目東12番 地先	

提案理由

寄附を受けた私道とそれにつながる既存の市道路線とを併せて一路線として認定するため、当該既存の市道路線についてはこれを廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第100号

監査委員の選任について

上尾市監査委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和7年8月28日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

大内美幸

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

監査委員代田龍乗氏が令和7年4月30日をもって退職したため、後任として大内美幸氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第101号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和7年8月28日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

湯 本 華 奈 子

○○○○○○○○○○

提案理由

教育委員会委員内田みどり氏の任期は、令和7年9月30日で満了となるが、後任として湯本華奈子氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出する。